

<指定区域概要>

|                        |   |
|------------------------|---|
| 形質変更時要届出区域の概況          | 事業場   |
| 調査対象物質                 | 土壤汚染対策法に定める特定有害物質全 26 種   |
| 指定基準超過物質※ <sup>1</sup> | カドミウム及びその化合物（溶出量及び含有量）<br>六価クロム化合物（溶出量及び含有量）<br>水銀及びその化合物（溶出量及び含有量）<br>セレン及びその化合物（溶出量及び含有量）<br>鉛及びその化合物（溶出量及び含有量）<br>砒素及びその化合物（溶出量及び含有量）<br>ふっ素及びその化合物（溶出量及び含有量）<br>ほう素及びその化合物（溶出量及び含有量）<br>ポリ塩化ビフェニル（溶出量）  |
| 基準値                    | カドミウム及びその化合物（溶出量：0.01mg/L、含有量：150mg/kg）<br>六価クロム化合物（溶出量：0.05mg/L、含有量：250mg/kg）<br>水銀及びその化合物（溶出量：水銀が 0.0005mg/L 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと、含有量：15mg/kg）<br>セレン及びその化合物（溶出量：0.01mg/L、含有量：150mg/kg）<br>鉛及びその化合物（溶出量：0.01mg/L、含有量：150mg/kg）<br>砒素及びその化合物（溶出量：0.01mg/L、含有量：150mg/kg）<br>ふっ素及びその化合物（溶出量：0.8mg/L、含有量：4,000mg/kg）<br>ほう素及びその化合物（溶出量：1 mg/L、含有量：4,000mg/kg）<br>ポリ塩化ビフェニル（溶出量：検出されないこと） |
| 告示日                    | 平成 24 年 6 月 15 日 告示第 774 号（指定）<br>平成 27 年 9 月 18 日 告示第 785 号（追加指定）<br>平成 29 年 11 月 10 日 告示第 975 号（追加指定）   |
| 人への健康影響について            | 当該地域は海面埋立地であり、範囲内に飲用井戸がないこと、及び関係者以外の者が立ち入る事ができない状態で管理されていることから、当該土壤の特定有害物質による人への健康影響のおそれはない。  |

※ 1：全単位区画で試料採取等調査を省略している。

※ 2：試料採取等調査を省略した全単位区画は、第二溶出量基準超過及び含有量基準超過しているとみなす。



図-1 周辺の地図

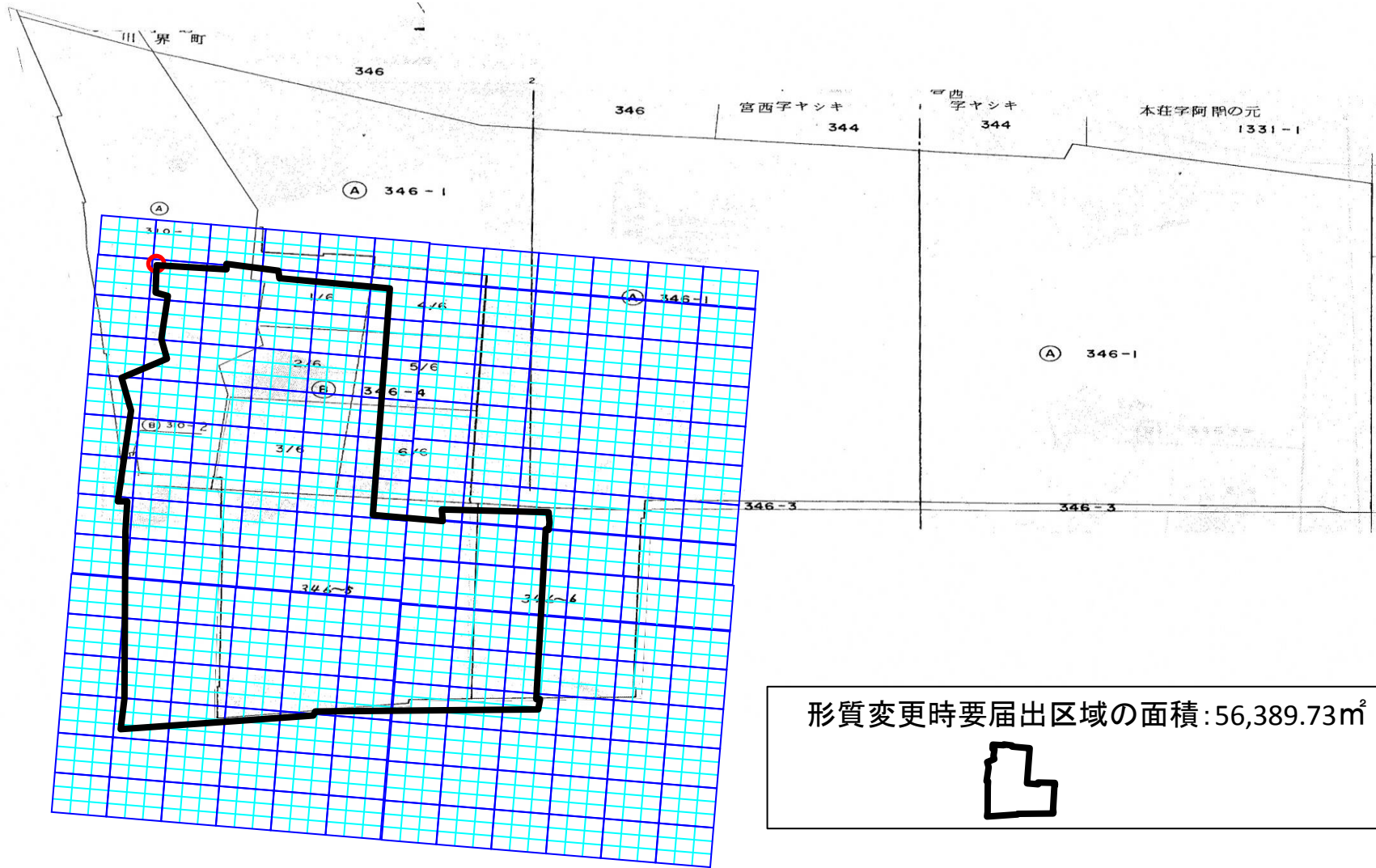


図-2 形質変更時要届出区域